

令和7年第3回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和7年3月25日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年3月25日	午前10時00分
	閉 会	令和7年3月25日	午後0時19分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 11 名 欠 席 1 名 欠 員 2 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	欠	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	出	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	欠 員	
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	出
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

9 番	仲宗根 須磨子	10 番	崎 浜 秀 昭
-----	---------	------	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
教 育 長	喜 納 すえ子	住 民 生 活 統 括 監	仲宗根 章
産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	総 務 課 長	宮 城 健
農 林 水 産 課 長	平安山 良 信		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	崎 原 誠	主 任 主 事	與那嶺 卓
---------	-------	---------	-------

議 事 日 程

3月25日（火）1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	議案第19号	本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定について (議案説明・審議・採決)

○ **議長 松川秀清** ただいまから令和7年第3回本部町議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって9番 仲宗根須磨子議員及び10番 崎浜秀昭議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日3月25日限りの1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日3月25日限りの1日間に決定しました。

休憩します。

休 憩（午前10時01分）

再開します。

再 開（午前11時30分）

日程第3．議案第19号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長

○ **町長 平良武康** 議案を提案する前に、一言だけ話させてください。今回、臨時議会を開きましたことに至った経緯につきましては、私どもの定例会での説明不足等もございまして、一度否決になった案件の再提案でございます。とてもとても議員各位におきまして、かけがえのない時間をこういった形で使わせていただいていることに対しまして、改めてお礼を申し上げたいなと思っております。なお、当議案につきましては、これから我々が至らなかったことについては、しっかりと反省を踏まえながら、そして原因も究明しながら、そしてより前向きにいろいろと出てくる課題を片づけながら前進していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。付け加えますけれども、今回で勇退なされる松川議長、そして比嘉由具議員、崎浜議員につきましては、最後の最後までこういった形で町政に携わって参加していただいて、このような形で今日は最後になりますけれども、本当にご苦労さまでございました。ありがとうございました。またこれからも町政運営に対して側面的にバックアップしていただければと思っておりますので、今日は最後の議会ですので、改めてこの場からお礼と、それからこれからもご協力をお願いしたいと思っておりますので、今後もよろしく願いいたします。

それでは議案を提案いたします。令和7年第3回本部町議会臨時会におきまして、1件の議案を提出してございます。その議案内容は、本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定についての1件となっております。説明に当たりましては、副町長、担当統括監並びに担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ **議長 松川秀清** 農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** それでは議案第19号についてご説明いたします。議案書を準備ください。

議案第19号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定について。本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。令和7年3月25日提出、本部町長 平良武康。

記、指定管理者を次のとおり指定する。管理を行わせる施設の名称及び場所、名称、本部町具志堅地区田園空間施設。場所、本部町字具志堅1334番地。指定管理者、名称、もとぶバイオマス事業協同組合。所在、本部町字並里1136番地。指定期間、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

提案理由、本部町具志堅地区田園空間施設の設置及び管理に関する条例第4条の規定に基づき、指定管理者を指定する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページから1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページ、5枚の参考資料を添付しておりますので、お目通しください。以上で説明を終わります。

○ **議長 松川秀清** これから質疑を行います。3番 山川 竜議員。

○ **3番 山川 竜** 質疑いたします。

まず資料の1ページ、決算資料の中から令和3年度、令和4年度のその他収入がゼロになっているところです。令和5年度には136万4,882円とございますので、このゼロになっている理由をお伺いいたします。

あと支出のところでも事務用消耗品費、令和4年度がゼロになっているところ。あと業務委託料もゼロというところの、この決算資料の説明をお願いいたします。

あと併せて、キャンプ場の利用者数、件数もお願いいたします。

あともう1点、今回、指定管理が3年ということでの期間がございました。その3年に至った経緯の説明もお願いいたします。

あと今回の指定管理、公募によらない形での指定になっております。この指定に至ったこの業者のノウハウ、長年指定管理をされてきた中でのノウハウの部分というところをご説明お願いいたします。

あと休憩中に監査報告の説明もございました。こちらは二次質問でいたします。以上です。

○ **議長 松川秀清** 農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** 山川議員から複数の質疑がありましたので一つずつお答えしていきます。ご説明いたします。

まず1番目、1ページの令和3年度と4年度のその他収入がゼロになっているというものについてであります。これは受託事業収入に含まれております。そのときの事業報告を我々のほうでチェックして仕分けを整理する必要があったのですが、そのままになっておりましてこのような形になっています。

あとは支出の部分です。消耗品費、業務委託料、令和4年度についてはゼロになっているとい

うことでありますが、バイオマス事業につきましては、本体の事業とハーソー公園の事業でありますので、どちらかで計上しているということになっております。令和4年度につきましては、本体のほうで消耗品費を負担しているということでゼロになっているということです。あと業務委託料につきましては、草刈りに関するものが主ではありますが、令和4年度につきましては、給与のほうに含まれております。

あと3点目です。キャンプの利用実績についてであります。田空ハーソー公園につきましては、令和3年度からキャンプがスタートしております。令和3年度につきましては、231件の利用がありまして832名の方が使っております。令和4年度につきましては、391件の利用で1,647人が利用しております。令和5年度につきましては、268件の件数で917名が利用している状況となっております。

続きまして、今回、指定管理の期間がこれまで5年間だったのがなぜ3年間になっているかという話であります。現在、本部町は内閣府の特定推進費を使って施設のリニューアルを進めておりますが、この事業は令和4年度から事業の最終目標が令和9年度になっております。その9年度を目標の期間をめどにして、今後3年間で指定管理を更新して改めて評価したいということで、今回は3年間の指定管理の期間となっております。

あと5番目です。今回公募によらない指定管理の選定となっておりますが、これまで指定管理者につきましては、10年間田空ハーソー公園の指定管理を受けてきております。その中でいろんな畑の利活用とか農業関係の知識、また特産品の加工の知識、そういうノウハウも持っております。そういったものも先ほど申しあげましたキャンプの実績もありますので、そういったノウハウがありますから、町としましては、この3年間も現指定管理者と指定管理を契約したいと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 公募によらない業者選定といったような指定管理の選定については、私のほうからもお答えさせていただきます。多くの指定管理の公の施設があります。例えば伊豆味のみかんの里もそうです。ずっと地元の皆さんが対応しているところでございます。冷凍冷蔵庫もそうです。そして文化交流センターもそうです。体育館もそうです。我が本部町にあっては、地元の事業者を育てていきたいといったようなこの思いの中で、地元の事業者でずっと公の施設を持続的に対応しているというようなことも一つございます。そういった中で、今回の田空については、事業者のほう地域特産品の加工についてのノウハウがあり、それに対する積極的な意欲があるといったようなことと、あと場所が広大な場所でありまして、草管理とか、それから土の管理ですとか、そういった屋外の管理のノウハウですね。管理会社も含めて屋外の管理ノウハウとそして室内のいわゆる加工能力、そういったものを掛け合わせて総合的な力としては、しばらく当該業者のほうがいいのではないのだろうかというようなことの判断の中で、公のプロポーザルによらないような形での今回の選定の方法を取っております。これからまた町としても積極的に至らなかったところについては、支援もしながら今しばらく当該提案の業者でやりたいというような

思いをしておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 議長 松川秀清 3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 決算資料の中で説明をいただきました。まずその他収入のところではいきますと、令和3年度、令和4年度の数字にキャンプの収益が入っているかと思えます。入っているのを令和3年度と令和4年度は受託事業収入にキャンプの収益が入っていて、令和5年度になるとその他の収入に分けたと。業務委託料の令和4年度がゼロで、従業員の給与にそこは入っているという。長年指定管理を受けて、やはりまだ決算資料の項目の中に変動があるというところは、町のチェック体制をしっかりとやっていただきたいというところがまずございます。そこを説明していただきたいというところでございます。

あともう1点、どんなにいい施設があっても、やはり情報発信がしっかりできていなければいけません。情報発信について説明をお願いいたします。

そしてもう1点、休憩中にこの監査報告についての説明もございました。その中から、やはり今回、事務処理上の不適切があったということで、こちらにも記載をされております。今回の件については、組織体制をしっかりと行うというところがまず一番だと思います。こういったことがないように、まず行っていただきたいというところで、組織の管理体制の強化の徹底はもちろん図っていただくんですけども、やはり今回の組織の管理体制においての、やはり組織のトップである町長の何らかの処分というのは、私は必要じゃないかなというふうに感じておりますが、そこも説明をお願いしたいと思えます。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 2つの質疑につきまして、私のほうでご説明いたします。

まずこれまでの決算資料を見る中で、我々も非常に反省しているんですが、事業者から受け取ったものを再度確認しながら、しっかり仕分けについては指導していくということが必要だったのかなということで、非常に反省しております。そういうこともありまして、令和5年度につきましては、細かく確認をしながら指導してきたところでもありますので、今後も引き続きしっかりと現場に足を運んで指導していく体制を強化していきたいと思っております。

あと情報発信についてであります。ご存じのように、今キャンプをやっておりますが、今後、町としましては、どうしても現在の指定管理者、施設の管理、そういったところに力がいってしまっておりますので、他事業者とも連携をして、こういうキャンプ事業とか、イベントの実績がある事業者と連携して積極的に情報発信して、本土のほうからもお客様を誘致したいというふう考えております。私からは以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩 (午前11時47分)

再開します。

再 開 (午前11時48分)

町長。

○ 町長 平良武康 情報発信については、私のほうからもお答えいたしますけれども、集客力の機能の向上のためには、情報発信力というのは極めて重要だということに認識しております。

す。先般も情報員を我が本部町でマスコミ担当をしている皆さんがお集まりして、そして情報交換もしましたけれども、町の情報発信強化といったようなことで、新聞市場を通じた情報発信ですとか、あるいはSNSを使った町内広報のことですとか、できる部分の中で強化すべきかなどこのように考えております。

それから、先ほどの職員に対する対応でございますけれども、率直に言って公文書の改ざんに当たると私は見ております。ですからその件については、また後日人事院の懲戒処分の指針、基準に照らし合わせて、厳正に対応していきたいなと思っております。その対応の中から、また二度とそのようなことが起こらないようにというような職員の自覚も促せるんじゃないだろうかというようなことも考えておりますので、いずれにせよ厳正な懲戒処分対応というように率直に言うてなろうかと思っておりますけれども、そこまで視野に入れた対応をこれから検討していくというように考えているところでございます。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩（午前11時48分）

再開します。 再 開（午前11時52分）

3番 山川 竜議員。

○ 3番 山川 竜 町長、これは組織の管理体制の問題ですよ。この一連の流れ、まず今現在分かっているのは、ここの指摘事項の回答でございますとおり、組織の管理体制も問われております。ですので一職員に全て何かをするということではなくて、組織の問題としてまずは捉えて、それを町長が自ら責任を正していくというのが私は必要だと思いますので、まずは町長のしっかりとした責任を私は強く求めます。以上です。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 至極当然なことですけども、職員のほうでのいわゆる事実を取っ替えてそうした文書をつくって、そしてやったというこの事実が明らかになっている以上、そのことについては厳正に対応しなければいけないなと思っております。そしてそれを見抜くことができなくて、その決裁の中で決裁権者としても大きな責任があります。そのこともしっかりと反省をしながら反省すべきところについては、しっかりと反省をし、二度とそういうことが起こらないようにというようなことで、その反省の中でこれからの行政運営をしていくのは、それは当然のことですし、今後、これまでもいろんな部分の中で事務処理の在り方について職員指導をしてきておりますけれども、膨大な決裁事務がある中で、なかなか時間的に困難な部分もありますけれども、それを乗り越えてできるだけ対応を、これから私を含めて組織を管理する幹部職員全体として、反省、自己批判もしながらやる場所はやりながら、しっかりとした対応をしていきたいなとこのように考えているところでございます。

○ 議長 松川秀清 ほかに質疑ございませんか。1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 2点ほど質疑させていただきます。

決算資料の1ページ、販売費の中で修繕費、これが令和4年度、それと3年度、2年度と比べて非常に突出した数字になっておりますけれども、その内容についてお聞きしたいのが1点。

そして、これは慢性的な赤字が続いておりますが、これについては、この原因は何だろうか。委託費が厳しいということもありはしないかと思うんですが、その2点についてお聞きしたいと思っております。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 ご説明いたします。

まず1ページの修繕費につきましてであります。令和5年度は令和4年度に比べて突出して高いという話であります。この部分は防犯灯、防犯カメラの取り付けに係る部分がこの中に含まれているからであります。

あと2点目の赤字体制であるということで、その原因についてであります。また委託料が少ないのではないかとありますが、町としましては、指定管理者と協議の上、1,000万円で行っていくということで進めておりますし、この時期というのは、特にコロナもありまして、十分に施設を活用して飲食とかそういったところに活用して収益を上げることができなかった、そういった部分も原因の一つではないかと考えているところであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 修繕費の中に防犯カメラという話がありましたけれども、それについては、行政側が設置すべきだと私は思っているんですが、それを乙の業者に担わすというのはどうかなと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 この部分につきましては、町側と指定管理者側の連絡体制といえますか、そういったものが不十分でありまして、指定管理者側に負担させているものであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 1番 仲程 清議員。

○ 1番 仲程 清 そこはしっかり連携を取りながら、ちゃんとしたチェック体制をしていたきたいというふうに思っております。

それから先ほど、休憩中に監査報告の説明を受けましたけれども、それについては、先ほどの山川議員からもありましたように、ちゃんと責任についての何らかのけじめをつけていただきたいというふうに私も思っております。ぜひ対応をよろしくお願いします。それについてお答えがありましたら、町長、お願いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 先ほども申し上げましたけれども、この種の事案につきましては、過去の対応事例、それから国の人事院の懲戒処分の指針がございます。そういった指針なども考慮に入れながら、そしてまた現場での対応、そうせざるを得なかったといったような実情もございまして。そういったものも総合的に判断をしながら、いい意味では二度とこのようなことが起こらないように組織を締め直すと言うんでしょうか、組織をしっかりした体制に構築していくというような意味合いなども含めながら対応していきたいなと考へおります。

○ 議長 松川秀清 質疑ございませんか。14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 2点あります。

まず監査報告についての改善策等を回答する、その回答に当たって、その回答を得て監査役との意見交換はなされたのかということと、それと私はこの指定管理に関しましては、今回の新たに出た予算書はきれいにつくられているほうだと思います。その点に関しては、私も賛同したいのですが、先ほどから山川議員、仲程議員からおっしゃる責任についてのことも踏まえて、監査役もこの改善策等を回答するものの中身を得て、ちゃんと意見交換がなされているのかどうか、この1点です。

それと、この処分に関してのものがはっきりすれば、今回、審議・採決を取ると思うんですが、再度私は、その2点について確認した上で改めて採決を取りたいなというふうに考えております。以上です。その回答を求めたいと思います。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監。

○ 住民生活統括監 仲宗根 章 ご説明いたします。

監査委員との意見交換の件でございますが、休憩の間で総務課長からありましたように、昨日、監査委員にはお手元にありますペーパーを配ったところでありまして。なので意見交換はまだ行っておりません。執行部としましては、指摘事項には真摯に文書でもって回答しているということと捉えておりますので、監査委員から再度の意見、あるいは意見交換等がありましたら、真摯に対応していくところであります。

それと町長が先ほどから申し上げております、人事院勧告に伴う処分の件でございますが、非常に時間を要します。職員の弁明の場も設けないといけないということになっておりますので、職員の弁明も聞いて、その中から全国の事例、人事院勧告の基準、そして本町が過去にやった処分等と照らし合わせて決定することになりますので、この件に関しては、最低でも1か月から2か月は要するのかなど。十分議論が必要で慎重にやらないといけないこととありますので、今すぐの説明というのは非常に難しいところでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 監査委員との意見交換の件ですけれども、実は昨日もこの最終の取りまとめのために、両統括監を含めて午後から、目いっぱい一語一句指摘事項を読み合わせながら作成したところであります。そして夕方になって総務課長が両監査委員のところに足を運んで内容を届けてあります。そして自宅に戻りまして、副町長に明日の朝早いうちに比嘉監査委員のほうには副町長のほうで意見を聞いてくれというようなことで、私のほうからは指示したところであります。そして8時過ぎに、今朝、城間監査委員のところには寄りましてけれども、あいにく留守で、そしてその後帰ってきて、9時になりましてもう一遍今日行きました。今日この場に備えて、昨日文書を読んでいると思うので意見を聞きたいなというような思いもいたしまして、そういったことで考えて目下対応しているところでございますけれども、いずれにせよ、スピード感を持って監査委員のまたさらなる意見も取り入れて、そし助言なども取り入れて対応すべきところ

があれば、またしっかりと対応していきたいなというようなことを考えています。いずれにせよこの時期でございますので、スピード感を持った対応をしていきたいなと思っております。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 先ほど述べたとおりでございますが、例えば今回、否となった場合の話をさせてください。今月31日付で終わります。指定管理がもうできなくなった場合に、その指定管理者は、今後、行政の動きにもよると思うんですが、仕事は続けられるのでしょうか。即座そのまま退居なのか、しばらくは様子を見るために仕事ができるのか、私はとても心苦しいんですね。指定管理者に対してはです。今まで頑張ってきて、これからまたジャングリアも来る中、伸び代もある中、継続させたいのはやまやまではありますが、もし今日の可否を問うて、その結果いかんでは、しばらくは出ないといけない。そして業務を停止しないといけないとか、そういうものの説明を求めたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 この場に至って時期がこの時期に至っております。ですので、今新たに公募をするといったようなことになると、また相当の時間を要します。ですから今月の末日といったようなことで期限が迫っているという、その期限の中で今日の議論も踏まえているところでございます。この場でしっかりと説明をして、そして継続を賜りたいなと強く要望するところでありましてけれども、仮に議会の了解が得られなければ、それは次の手段としてどうするのかといったようなことで、そこは町が直接町の施設ですから、町が直接見なければいけない。町が直接見るんだったら、どういう対応の仕方をするのか、新たにまた予算措置をして、どれぐらいの管理に対する費用がかかるのかというものまで、もろもろのことが想定されますけれども、いずれにせよ所管は農林水産課でございますので、農林水産課の直接の管理下になるのかなというふうに思いますけれども、そうならないようにという思いの中で、今日できるだけの説明をしているというようにご理解賜ればよいなと思っております。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 最後です。今、町長の答弁を聞きましたら、今日で可否を取りたいようなそういうふうにも聞こえるんですけども、私としては、まだ25日です。31日まで6日間あります。そういう中で監査役との調整、それから責任に対することを含めて、もし今日賛否を取った後だと思えるんですけども、可能でしたらぎりぎりまでできないのかどうか、その辺まで含めて答弁を求めたいと思います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 日程がこの時期ですから、再度また議会を開くのか、再提案するのかというようなお話に現実的にはなるのかなというふうに思いますけれども、そしてまた新たな事務的な手続、契約上の手続もありますので、日程的にどうなのかというようなことを考えるところでございますけれども、今回、25日に設定したのも、ぎりぎりの日程じゃないだろうかということ、大急ぎで現場調査をしたり、そして内部の議論も相当重ねましたけれども、いずれにせよ今

がぎりぎりなのかなといったような思いを実はやっているところでございます。

○ 議長 松川秀清 14番 具志堅 勉議員。

○ 14番 具志堅 勉 以前にも本会議で述べさせてもらったんですが、3月議会において、こういう事案が出たと。そして今せっぱ詰まっている。そういうものは、やっぱりその前の月の定例会、指定管理に関しては12月定例会において議論されたほうが私としてはよかろうかと思いません。今後の指定管理も全てです。4月1日スタートでしたら。必ずしも3月議会ではなくて、このような事案が起きて、私は本当に指定管理者に対して非常に心苦しいです。継続させたいです。しかし行政の責任の在り方をまだ未だに述べることなく、それを了解というのは、今私自身も考えていますが、皆さん議員も考えています。ないからといってどう答えようか。今私の中でも葛藤があります。指定管理者に対しての心苦しきですよ。それも時間がないもの分かるし、改選でもあるし、31日だとまた新メンバーでもないし、残るメンバーだけになるし、非常に心苦しくて、今私自身も非常に迷っているところです。そういう中で今4回目で議長の許しを得てさせてもらったんですけども、この指定管理者には非常に慎重に12月ぐらいには今後やってほしいなと一つの提案です。以上です。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 重要な案件ですので、今後は議員から提案がありますように、3月議会での提案じゃなくして、12月に前もっての提案だというようなことの提案ですので、それはしっかりと検討しながら対応していきたいなと思っております。いずれにせよ時間を十分取れるような対応策に、その件についても今後は是正策を考えていきたいなと考えております。

○ 議長 松川秀清 ほかにございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は反対討論から行います。5番 松田大輔議員。

○ 5番 松田大輔 先ほどからいろいろな議論がある中で、町長の思いも聞かせていただいて、町の事業者にとってほしい、その思いはここにいる議員の皆さんも一緒だと思っています。ただ疑義が今残る状態の中で、議会として賛成することはできないのかなという個人的な立場で、具志堅副議長からもあったように、しっかりとしたはじめをある程度示した段階でしっかり判断するのが妥当ではないかなと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 次に賛成討論を許可します。7番 伊良波 勤議員。

○ 7番 伊良波 勤 賛成の立場から申し上げます。

今回の事案は本当に遺憾であり、今後は町長を先頭にしっかりと是正していくということをお願いしたい。賛成の立場から先ほどもお話ししたように、私も立場的に具志堅区において、このハーソー公園は具志堅にあります。地域もいろいろなご協力をいただいている中で、イベント等、今後計画も進めております。そういう立場から私は賛成をさせていただきます。

○ 議長 松川秀清 次に反対討論の発言を許可します。討論ございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

これで討論を終わります。

これから議案第19号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は、承認することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

以上のおり、賛成、反対同数です。したがって地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本件に対して裁決します。

議案第19号 本部町具志堅地区田園空間施設の指定管理者の指定については、否決とします。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、令和7年第3回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本臨時会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第3回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午後0時19分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 仲宗根 須磨子

本部町議会議員 崎 浜 秀 昭